

[2] 用語の解説

<ア行>

□あんしん歩行エリア

事故発生割合が高いため、交通管理者と道路管理者による多面的かつ総合的な事故抑止対策が講じられる地区。

□一時預かり

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に対応し、一時的な保育を行うもの。

□一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立のため、事業主の実施する職場環境の整備等のための取組に関する計画。常時雇用する労働者の数が300人（平成23年4月1日以降は100人）を超える一般事業主は策定義務がある。

□インターンシップ

学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

□エルダードクターバンク

北海道産婦人科医会が主体となって、産婦人科医師に限り、定年退職するなどして一線を退いた医師の有効活用を図って医療機関に紹介するもので、いわゆる退職した産婦人科医師の人材バンク。

□延長保育

11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね、30分又は1時間の延長保育を行うもの。

□親子の再統合

虐待による施設入所等で親子分離となった場合、その後、家族の調整や支援などにより、再び、親と同居できるようになることや親子関係の修復を図ること。

<カ行>

□家庭的保育事業

研修を受けた保育士や育児経験者（いわゆる保育ママ）が居宅やその他の場所において、保育所の技術的支援を受けながら、少人数の保育を行う。

□虐待予防ケアマネジメントシステム

母子保健事業における児童虐待発生予防体制を推進するため、市町村が実施する乳幼児健診等において、育児困難な状況を抱えていたり虐待の可能性があるなど援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制。

□子ども総合医療・療育センター

保健・医療・福祉の機能の有機的な連携の下に胎児期からの生育環境における一貫した医療・療育体制の構築を図るため、平成19年9月に開設。

□子ども農山漁村交流プロジェクト

農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、小学校における農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する取組。

<サ行>

□里親制度

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭（里親）に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。

□ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

　仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現に向けた関係者が果たすべき役割を示した憲章。

□ 思春期保健ネットワーク

　学校や市町村、民間団体等の思春期に係る地域関係者の連携を図り、地域課題を踏まえた研修や取組を企画し評価する一連の取組。

□ 児童館

　児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かな健全な児童を育てることを目的とした施設であり、地域における児童健全育成活動の拠点。

□ 児童自立生活援助事業

　義務教育終了児童等（児童以外の満20歳に満たない人）を自立生活援助事業者の共同住居（自立援助ホーム）で日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援、その他の援助を行う。

□ 児童の権利に関する条約

　世界の多くの児童が、今日なお、貧困や飢え等の困難な状況に置かれていることを鑑み、すべての子どもに基本的人権と人間の尊厳が保障されることを願い国際連合で採択され、平成6年に日本も批准。18歳未満のすべての子どもに大人と同様に、意見表明権や思想、良心、宗教、結社の自由などの市民的権利を保障。

□ 児童福祉施設等

　助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター、自立援助ホーム（自立援助事業所）、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業所）。

□ 児童養護施設

　保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

□ 社会的養護

　親のいない子どもたちや、たとえ親がいても色々な事情でともに暮らしていくことができない子どもたちには、社会が家庭に代わる養育環境を用意する必要があり、こうした社会的な養育環境の体系を言うとされている。

□ 周産期医療

　周産期とは妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療。

□ 主任児童委員、民生委員・児童委員

　厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者。住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者との連携・支援、関係行政機関の業務協力など社会福祉の精神に基づく活動を職務。

□ 小規模なグループケア

　施設内または地域の中で施設から独立した家屋等において、6人程度の子どもたちを家庭に近い環境の中で養育する形態。

□ 少子化対策圏域協議会

　各地域毎に、保健、医療、福祉、労働、教育等の幅広い分野で構成し、総合的かつ地域に応じた少子化対策を推進する組織。

□ 女性医師バンク

　北海道地域医療振興財団が主体となり、育児などのために現場を離れた女性医師を登録し、復職に向けてトレーニングなど支援しながら、育児支援等が可能である医療機関を紹介する人材バンク。

□ショートステイ

保護者が疾病、疲労などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うもの。

□スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

□スクールソーシャルワーカー

虐待や育児放棄、経済的な困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者や子どもに対し、専門的な見地で対応する専門家。

□せわすき・せわやき隊

地域の住民、高齢者や子育て経験者等のボランティア組織。子どもや子育て中の家庭に対する日常からの声かけや身近で子育て支援を行う地域ぐるみの活動組織。

□総合学科

従来の普通科及び専門学科（工業科、商業科など）に並ぶ新たな学科。普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、興味・関心、進路希望等に応じて、生徒自らが科目を選択し、学習することができる学科。

<夕行>

□待機児童

希望する保育所に入所申請したが定員等の関係で入所することができない児童。

□第三次保健医療福祉圏

北海道保健医療福祉計画を推進する上での地域単位の一つ。道南、道央、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室の6圏域で構成。

□「地域子育て支援拠点事業」

子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談に応じる。センター型、ひろば型、児童館型の3種別で、住民の身近なところで地域の子育てを支援する。

□通常保育

保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育する施設。開所時間は11時間（最低基準は8時間）が可能であり、その保育時間内で保育する事業。児童福祉施設最低基準により保育士の数、設備の面積、定員等が定められる。

□デュアルシステム

教育訓練機関における「座学」と企業等における「実習」を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練

□特定保育

多様化する保育需要に対応し、必要な日時についての保育を行うもの。

□特定不妊治療

不妊治療の中でも高度生殖医療である「体外受精及び顕微授精」をいう。

□特定優良賃貸住宅

収入が一定の基準の範囲で、自ら居住するために住宅を必要としている方に、道や市などの地方自治体と国が家賃の一部を一定期間補助することにより、入居者の家賃負担を軽くする制度。

□特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。